

用語解説 (50音順)

総論	地域 福祉	高齢者 福祉	障がい 福祉	用語	内 容
英語					
		○ 109P		NPO法人	(Non Profit Organization(利潤を分配しない組織)の略。) 営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、住民が主体的に取り組む活動を行う団体。民間非営利組織
あ行					
		○ 95P		いきいき塾 (介護予防・日常生活支援総合事業 通所 A 2 サービス)	趣味や創作活動を通じて、一人暮らし高齢者等の社会的な孤独感の解消や寝たきり予防や、生きがいづくり、健康づくりを目的として開催している介護保険対象外のミニデイサービス。地域の介護予防拠点施設等において、月3回実施
		○ 82P		インフォーマル サービス	制度的に位置づけられた公的な援助(ホームヘルプサービスやデイサービスなど)であるフォーマルサービスの対比になる家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助のこと
		○ 83P		運営推進会議	地域密着型サービス事業所が利用者、利用者の家族、地域住民の方々に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保などを達成することを目的とした各事業所が自ら設置する会議
か行					
		○ 73P		介護医療院	病状は安定しているが、長期にわたる入院療養を必要とする要介護者が入所するための介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設
		○ 37P		介護給付費	介護保険から給付される金額。介護サービスの費用に通常8割または9割の保険給付率を乗じて算出する。(1割または2割分は自己負担)
		○ 103P		介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等が自立した日常生活を営めるよう、本人の強みを見出して本人の抱える課題と資源を調整する介護保険法に位置づけられた専門職
		○ 66P		介護付有料老人 ホーム	老人福祉法による設置の届出をし、介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設
		○ 77P		介護予防給付費	介護保険から給付される金額。介護予防サービスの費用に通常8割または9割の保険給付率を乗じて算出する。(1割または2割分は自己負担)
		○ 37P		介護予防事業	介護が必要になることをできるだけ遅らせるために市町村ごと教室・学習会等を組み込んだ事業等を展開している。介護が必要になってからはその状態の維持、改善とともに悪化させないような働き掛けをする。
		○ 47P		介護予防・日常生活 支援総合事業	65歳以上のすべての人を対象とした、市町村が各地域の状況に応じて取り組むことができる介護予防のための事業
		○ 73P		介護療養型医療施 設	病状は安定しているが、長期にわたる入院療養を必要とする要介護者が入所するための施設。病院・診療所が介護保険施設として指定を受けたもの
		○ 73P		介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	心身に著しい障がいがあるために常時介護を必要とし、かつ居宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所して療養する施設
		○ 73P		介護老人保健施設	医学的管理の元において看護・介護サービス及びリハビリテーション等を提供して、その自立を支援し家庭への復帰を目指す施設
	○ 11P	○ 105P	○ 135P	上伊那成年後見セ ンター	認知症・知的障がい・精神障がいなどある方も一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できることを目指し、関係機関や専門職等と連携しながら支援を行なう。上伊那郡内8市町村の委託を受けて、社会福祉法人伊那市社会福祉協議会が平成23年4月に開所
			○ 130P	上伊那圏域障がい 者総合支援セン ター (通称：きらりあ)	身体・知的・精神などの各障がいの内容に応じて、障がいのある方々が安心して地域で生活できるよう、生活や就業、福祉サービスの利用等に関する相談や支援を行なう。上伊那郡内8市町村の委託を受けて、長野県社会福祉事業団が実施

用語解説 (50音順)

総論	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	用語	内容
		○ 73P		看護小規模多機能型居宅介護	医療的ニーズの高い利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（看護・介護）」を組み合わせ、在宅療養、日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
		○ 91P		協議体	地域が抱える生活課題等を解決するため、支え合いの地域づくりを検討する場。町全体の第1層と行政区単位の第2層に分けられる。
	○ 36P	○ 42P		共生型サービス	同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供する仕組み
	○ 29P			共助	お互いに助け合うこと。介護保険や医療保険など制度化された相互扶助の仕組み
			○ 127P 130P	共同生活援助（グループホーム）	知的障がい者や精神障がい者等の方が、専門スタッフなどの援助を受けながら共同生活する施設
		○ 67P		居宅介護支援	ケアプランを作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整等の支援を行う。
		○ 67P		居宅療養管理指導	病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護者に対し、その居宅を訪問して心身の状態や環境等を把握し療養上の管理や指導を行う。
	○ 11P			金銭管理・財産保全サービス	①金銭管理サービス：年金、手当の受け取りや生活費等の支払いなどに必要な預貯金の出し入れを代行する等の支援を行うサービス ②財産保全サービス：社会福祉協議会が指定した金庫にて、安全に財産を保管するサービス
		○ 83P		ケアプラン（介護サービス計画）	要介護者等が自立した日常生活が営めるよう、目標を設定し、どのようなサービスを使うかを計画するもの
	○ 11P	○ 88P	○ 135P	権利擁護	自分の意志を表明するのが困難な高齢者や障がい者が自身の生命や財産、自分らしく暮らす権利を侵害されないことがないよう、本人に代わって権利を行使したり管理すること
○ 1P		○ 43P		後期高齢者	高齢者のうち、75歳以上の高齢者
	○ 30P			公助	個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと
○ 7P		○ 43P		高齢化率	総人口、またはある地域の人口において65歳以上の高齢者が占める割合
		○ 83P		国民健康保険団体連合会	市町村が委託する介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務及び保険者支援業務並びに苦情処理業務を行う機関
	○ 29P			互助	お互いに助け合うこと。地域の支え合いの活動
さ行					
		○ 66P		サービス付高齢者向け住宅	高齢者住まい法の基準により登録される、介護サービスや医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅
	○ 16P			災害時住民支えあいマップ	地域のどこにどのような要援護者が住んでいて、災害時に誰が支援者として、どこの避難場所へどう避難支援するのか、そしてこの情報を地域住民のみんなが日頃から共有し、いざというときに備えるための情報を地域の地図に落とした支援マップ。町内15地区全てに備えられている。
	○ 29P			自助	他人の力によらず、自らの力で目標、課題解決など成し遂げること
	○ 33P			市民後見人	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人の利益を考えながら、本人の代理として契約などの法律行為や財産管理を行う、成年後見人になる一般住民のこと

用語解説 (50音順)

総論	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	用語	内容
			○ 135P	就業支援ワーカー	障がいのある方が、就職後、職場に定着できるように支えることを主たる業務として支援する人
○ 2P				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	障がいがあっても住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律。 従来の障害者自立支援法からの変更ポイントは主に3点。 ①目的・基本理念：「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記 ②障がい者の範囲の見直し：一定の難病の患者の追加 ③障がい支援区分の創設：障がい程度区分でなく、必要とされる標準的な支援の度合いを示す支援区分に改める その他、障がいのある方への福祉サービスの内容や対象範囲等の見直しを実施
		○ 73P		小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の元で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
			○ 127P	自立支援医療受給者証 (精神通院)	精神障がい者の適正な医療を普及するために、通院による精神医療が継続的に必要な方に対して医療費の9割を公費で補助し、残額について自己負担上限額が設けられる制度の受給者証
			○ 138P	信州パーソナル・サポート事業	平成27年4月からスタートした「生活困窮者自立支援法」に基づき、困難を抱えて困窮されている方に対する相談支援、就労支援実施する以下の長野県事業 ・県下9か所にワンストップ型の相談支援拠点「長野県生活就労支援センター」（愛称）まいさぼ”」を設置し、地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の相談支援を実施 ・直ぐには就労が難しい方に対する「就労準備支援」 ・家計管理の助言等を行う「家計相談支援」
	○ 35P			人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている者
			○ 126P	身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、さまざまな福祉施策を利用するために必要な手帳で、障がいの程度によって1級から6級までに区分け
	○ 21P	○ 109P		生活・介護支援サポーター	住民主体で運営される新たな住民参加サービス等の担い手として、町と社協が実施する養成講座を受講した人
	○ 21P	○ 92P		生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を持つ者
		○ 66P		生活支援ハウス	高齢者に対して居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設
		○ 48P		生活習慣病	不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症等の病気
			○ 126P	精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいを持つ方が、さまざまな福祉施策を受けやすくなることを目的としたもので、障がいの程度によって1級、2級、3級に区分け
	○ 11P	○ 105P	○ 147P	成年後見制度	家庭裁判所によって選任された成年後見人等が認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人の利益を考えながら、本人の代理として契約などの法律行為をするなど、本人の権利を保護・支援する制度
		○ 43P		前期高齢者	高齢者のうち、65歳以上75歳未満の高齢者
			○ 132P	ソーシャルインクルージョン	何らかの事情で社会的に孤立・排除されている人々を排除するのではなく、同じ社会の構成員として、社会の中で共に支え合って生きていこうとする理念
た行					
		○ 47P		第1号被保険者	市町村の区域に住所を有する65歳以上の方

用語解説 (50音順)

総論	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	用語	内容
		○ 120P		第2号被保険者	市町村の区域に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
		○ 67P		短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所して食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられる居宅サービス
		○ 67P		短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられる居宅サービス
			○ 131P	地域活動支援センター	障がいのある方に、ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、地域生活を支援する施設
	○ 29P	○ 88P		地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、専門職や地域住民を交えて開催する地域包括ケアシステムの実現に向けた手法
		○ 41P		地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスをおこなう事業
	○ 18P			地域介護・福祉空間整備事業	市町村が作成した整備計画等に基づく事業又は事務に要する経費を市町村に交付し、地域における介護施設の建設及び設備等の整備を推進する国庫補助事業
			○ 130P	地域生活支援拠点等整備	平成29年度末までの目標として、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能について、全国各地地域の実情に応じた創意工夫により整備することとする国の基本指針
			○ 128P	地域生活支援事業	地域で生活する障がいのある方や子どもおよびその家族の日常生活を支えるために、ニーズに応じたサービスの情報を提供すること
○ 10P				地域福祉	地域において子どもから高齢者、障がいのあるなしにかかわらず、その地域に暮らす人びと誰もがこころ豊かに安心して暮らせるよう、地域住民や町、社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉問題の解決に取り組む考え方
		○ 65P		地域ふれあいサロン	高齢者や子どもといった世代の枠を越え、お互いに支えあいながら明るく楽しく元気で集えるよう身近な公民館や集会所等で行う住民相互の交流を図る場
○ 1P		○ 37P		地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される体制
○ 5P		○ 37P		地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる相談機関。当町は役場内に設置されている。
		○ 73P		地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者に対し入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設
		○ 40P		地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするために身近な市町村で提供されるサービス。サービスの種類としては、 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護 がある。

用語解説 (50音順)

総論	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	用語	内容
			○ 138P	中間教室 LD等通級指導教室 特別支援学級	当町では、健康福祉センター・パカパカ塾に設置。 心理的・情緒的な理由等により、登校できない状態にある児童生徒の自立心を養い、学校復帰の援助を目的とした教室。集団適応指導、学習指導、教育相談等を実施 中部小学校に設置。 通常学級在籍の児童生徒で、学級での学習に概ね参加できるが、一部特別な支援を必要とする発達障がいまたは発達障がいの疑いがある子どもとそれを悩む保護者のための教室。教室では、障がい特性に合った個別の指導を実施 町内各小学校及び中学校に設置。 教育上、他の児童生徒とは違う特別な支援を必要とする子どもに対して設置された学級。高等学校へも設置可能と思われるが、義務教育ではなく入学試験等の選抜があり、学校により学力の差が大きいこと、「高等学校学習指導要領」に特別支援学級の教育課程に関する記述がないことなどから、現実的に高等学校では、ほぼ未設置
		○ 86P		超高齢社会	高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。
		○ 65P		長寿クラブ	高齢者で構成される、地域の自主的な高齢者活動グループのこと
		○ 67P		通所介護 (デイサービス)	介護保険の居宅サービスのひとつで、デイサービスセンターや宅老所で食事、入浴等の介護サービスや機能訓練が受けられる。
		○ 67P		通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で食事、入浴等の介護サービスや日帰りのリハビリテーション等が受けられる居宅サービス
		○ 67P		特定施設入居者生活介護	介護保険の指定基準を満たした有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームをいう。指定基準を満たすことで特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けられる。入居する要介護者に対し、サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行い、能力に応じた自立した生活ができるようにするもの
な行					
		○ 139P		内部障がい	内臓機能の障がい。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の機能障がいとHIVによる免疫機能障がいの総称
○ 2P			○ 136P	二次障がい	発達障がいに対して適切な対応がされず、周囲の無理解や不適切な関わりが続くことで発達障がいとは別の二次的な症状が現れること
		○ 105P		日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業
		○ 105P		任意後見制度	本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人）を、自ら事前の契約によって決めておく制度
		○ 40P		認知症	正常であった脳の知的な働きが、後天的な要因によって持続的に低下した状態。脳血管性認知症とアルツハイマー型認知症が多い。
		○ 88P		認知症ケアパス	認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのかを、あらかじめ標準的に示すもの

用語解説 (50音順)

総論	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	用語	内容
		○ 111P		認知症サポーター	認知症サポーター100万人キャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した方を「認知症サポーター」と呼んでいる。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくるためのボランティア。自治会や長寿クラブ、子ども会等の住民組織、民生・児童委員、防災組織、介護者の会、ボランティア団体、地域の関連企業や団体、学校関係者等地域の住民等を含め幅広く対象としている。
		○ 88P		認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及び、家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行うチームをいう。
		○ 67P		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症で介護認定を受けた高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられる。
		○ 88P		認知症地域支援推進員	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには医療、介護及び生活支援を行うサービスが連携し、ネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。このため、市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。
	○ 12P			ネグレクト	養育者による子供、または介護者による高齢者に対する不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や、精神的・医療的なケアを十分に行わない場合など
		○ 132P		ノーマライゼーション	障がい者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動できる社会を目指す理念
は行					
		○ 133P		発達障がい	症状が低年齢において発現するとされる自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がい
		○ 98P		はつらつ健康講座	介護保険の1号被保険者となる65歳の方を中心に、介護保険被保険者証を配布し、介護保険制度の学習と合わせ保健師等による生活習慣の振り返りと、健康運動指導士によるげんき体操の指導を行っている講座
	○ 34P			福祉教育	日常生活や学習等の中で「福祉」を学ぶこと。すべての人々を一人の個人として尊重し、互いに助け合い共に生きる思いやりの心を育み、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するために人を育てることを目的としている。 例：ふれあい広場、社会福祉大会、学生への福祉体験講座の実施、認知症講演会の実施等
		○ 67P		福祉用具貸与	居宅の要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具を貸与すること
		○ 137P		ペアレントトレーニング	発達障がい児支援方法のひとつ。子育て中の保護者を対象に、「子どもの行動を観る、ほめ方を覚える、問題行動への対処方法を知る」などの内容のプログラム
		○ 102P		包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを含めた総称
		○ 67P		訪問介護(ホームヘルプ)	要介護者等の居宅において、ホームヘルパー等によって行われる入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話のこと
		○ 67P		訪問看護	病状が安定期にある要介護者等の居宅において、主治医の指示に基づき、看護師等によって行われる療養上の世話や必要な診療の補助のこと
		○ 67P		訪問入浴介護	要介護者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護のこと

用語解説 (50音順)

総論	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	用語	内容
		○67P		訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者等の居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法士、作業療法士による理学療法・作業療法等のリハビリテーションのこと
		○27P		ボランティアコーディネーター	ボランティアセンターや施設・企業・学校等のボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」の双方のつなぎ手となるよう、それぞれの希望にあった活動を紹介したり、活動についての相談や助言、情報提供、講座や研修等の開催、ボランティア団体への支援等、ボランティアに関する業務を行う専門職
ま行					
		○65P		まめくらゼミナール	地域の高齢者が「まめで達者に暮らすことができるように」との願いからネーミングされ、地域内の高齢者のミニ学習会として長年にわたり実施。健康、栄養、運動、口腔ケアなどについて、保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士、健康運動指導士などにより健康講座を開催
○1P				箕輪町第5次振興計画	箕輪町の平成28年度から平成37年度までの10年間の町の骨格を成す基本計画
		○136P		モニタリング	サービスの利用計画が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組みとして利用者の状況や支援内容に応じて定期的実施。障がい者個別支援計画の見直しのこと
		○134P		もみじの会 精神障がい者家族会 つみきの家 ひだまりの会 等	箕輪町の精神障がい者等の当事者の会 箕輪町の精神障がい者の家族の会 町内を中心に発達特性のある児を対象に余暇活動や保護者向け学習会等を企画している保護者の会 箕輪町の発達障がい等の子どもを持つ保護者の会（休会中）
や行					
		○66P		有料老人ホーム	老人福祉法による設置の届出をし、常時1人以上の老人を入所させ、介護等サービスを提供することを目的とした施設
ら行					
		○137P		療育	医療、教育、福祉を含む遊び・活動等を用い、その子が持つ発達能力をできるだけ有効活動し、自立にむけた導きや育成をはかること。ハビリテーションの概念と同義的に用いられることもある。
		○126P		療育手帳	知的障がい者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を取得したことによりさまざまな福祉施策を受けやすくなることを目的としたもの 障がいの程度によってA1、A2、B1、B2に区分け
		○45P		老老介護	介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、介護する人も65歳以上である状況のこと
わ行					
		○126P		若草園 旧：母子通園 訓練施設 ↓ H29.4～ 児童発達支援 事業所	就学前の発達特性を持つ子どもが入園及び入学時の不安軽減を目的に、ハビリテーションや療育訓練等を通じて、子どもの発達支援や保護者の子育てを支援する施設。三日町保育園に併設 リハビリテーションの”リ”は、再びを表すため、子どもの場合はハビリテーションと表現される。

改正

平成27年4月1日規則第11号

平成29年10月10日規則第26号

箕輪町総合福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箕輪町執行機関の附属機関等に関する条例（平成26年箕輪町条例第17号）第2条に規定する箕輪町総合福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉計画の策定に関すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づき、障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (5) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 住民団体関係者
- (3) 福祉施設関係者
- (4) 知識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。
- 4 委員長は、会議を公開することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の箕輪町総合福祉計画策定委員会規則の規定は、平成29年8月1日から適用する。

総合福祉計画策定経過

年月	委員会内容	委員会	部会内容	地域福祉部会	高齢者福祉部会	障がい福祉部会
策定 計画名				地域福祉計画	介護保険事業計画	障がい基本計画
					老人福祉計画	障がい者計画
						障がい児福祉計画
H29.8	計画説明 正副委員長選出	第1回(全体会) 【8/2(水)】	計画説明 正副部会長選出	第1回 【8/2(水)】	第1回 【8/2(水)】	第1回 【8/2(水)】
H29.9			実績評価 計画案検討	第2回 【9/27(水)】	第2回 【9/28(木)】	第2回 【9/28(木)】
H29.10						
H29.11			実績評価 計画案検討	第3回 【11/1(水)】	第3回 【11/16(木)】	第3回 【11/16(木)】
H29.12	計画案調整	第2回 【11/30(木)】				
H30.1			最終案確認	第4回 【1/17(水)】	第4回 【1/18(木)】	第4回 【1/18(木)】
	パブリックコメント実施 1/25(木)～2/8(木) 2週間					
H30.2	最終案確認・決定	第3回 【2/14(水)】				
	町長報告 【2/23(金)】					
H30.3	議会報告 【3/13(火)】					

箕輪町総合福祉計画策定委員会 委員・部会員名簿（敬称略）

箕輪町総合福祉計画策定委員会

役 職	氏 名	所 属
委員長	小松 和彦	箕輪町民生委員・児童委員協議会
副委員長	鈴木 誠	地域福祉部会 部会長
委 員	釜屋 美春	箕輪町議会福祉文教常任委員会
〃	平井 克則	箕輪町社会福祉協議会
〃	加藤 壽一郎	箕輪町長寿クラブ連合会
〃	田中 君彦	上伊那圏域障がい者総合支援センター
〃	白鳥 次男	地域福祉部会 副部会長
〃	東 孝雄	高齢者福祉部会 部会長
〃	小山 奈緒	〃 副部会長
〃	小林 悦郎	障がい福祉部会 部会長
〃	三澤 ちと江	〃 副部会長

地域福祉部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	鈴木 誠	南小河内地区社会福祉協議会
副部会長	白鳥 次男	箕輪町ボランティアセンター運営委員会
部会員	川上 きよ子	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	緑川 潤也	箕輪町社会福祉協議会
〃	土戸 信一	箕輪町地域ふれあいサロン連絡会
〃	鈴木 清次	箕輪町役場 企画振興課
〃	井上 典彦	箕輪町役場 セーフコミュニティ推進室
〃	伊藤 愛子	公募委員
〃	金子 睦子	生活介護支援サポーター
〃	中島 光彦	箕輪町区長会

高齢者福祉部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	東 孝雄	ケアセンターふれあいの里
副部会長	小山 奈緒	公募委員
部会員	保科 陽子	ヘルパーステーションみどり
〃	上田 由美	箕輪町社会福祉協議会 居宅介護支援グループ
〃	高山 孝一	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	志賀 健一	箕輪町社会福祉協議会 地域ふれあいグループ
〃	春日 富貴子	箕輪町長寿クラブ連合会
〃	田中 祥二	箕輪町区長会
〃	中川 元希	医師会
〃	中島 秀明	歯科医師会
〃	原 貞良	第1号被保険者

障がい福祉部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	小林 悦郎	公募委員
副部会長	三澤 ちと江	箕輪町社会福祉協議会
部会員	重盛 すみ子	箕輪町身体障害者福祉協会
〃	唐澤 作夫	箕輪町手をつなぐ育成会
〃	伊藤 敦子	精神障がい者家族会 事務局
〃	林 公雄	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	金澤 宏一郎	伊那養護学校
〃	志賀 裕美子	障がい者相談支援事業所代表 きらりあ
〃	小林 陽子	箕輪町役場 こども相談室
〃	小山 建悟	公募委員
〃	清水 順子	公募委員

